

帯広市体育施設 指定管理者業務仕様書

(「南町等屋外運動施設」グループ)

指定管理者が行う南町等屋外運動施設の管理業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

I 施設共通

1. 施設の概要

別表1「施設の概要」及び別表2「開場日時一覧」のとおり

2. 指定管理業務の範囲

(1) 施設の維持管理業務

① 施設の利用に関する業務

帯広市の大会利用調整をはじめとする総合利用調整を行う「帯広の森運動施設」グループ指定管理者との連絡(調整)体制を構築したうえで下記の業務を実施すること。

ア 使用許可等に関する業務

- ・利用料金の徴収業務
- ・利用券発行台帳及び日計表の作成
- ・専用使用申し込み及び問い合わせ対応
- ・専用申請の確認及び調整（貸出日時、開始時間及び終了時間、競技種目等）
- ・施設利用料金の減免に関する申請受理及び通知
- ・減免登録団体の申請受理及び減免登録団体通知（公示含む）
- ・施設利用料金の還付に関する申請受理
- ・使用許可書の交付と使用上の注意事項の説明

イ 利用の案内及び受付に関する業務

- ・利用者に対する利用方法等の周知及び説明
- ・入場者の案内、確認
- ・設営物の設営立会い（設営物がある場合）
- ・音響設備の設置(使用がある場合)
- ・照明の点灯（競技種目に応じた対応）
- ・使用物品の貸出及び取り扱い説明
- ・利用案内書の作成、印刷及び配布
- ・使用状況問い合わせ対応
- ・使用状況の掲示板等による周知 など

ウ 利用者に対する助言、指導及び相談

エ 年度当初における各施設の優先予約受付と総合利用調整

オ 公共施設予約システムの活用と運用管理

カ ホームページによる事業案内、パンフレット等の作成による広報活動

キ 利用状況等の記録と報告

- ・月締め利用状況の資料作成（利用人員・利用料金・利用日数・部屋別使用時間及び競技別使用時間・収入状況・個人専用区分別利用者及び利用料金・収入及び人員前年度対比と主な増減理由・種目別利用状況・使用者区分別利用状況・減免状況・大会合宿の実施状況・事故報告書・苦情要

望等の対応・その他帯広市教育委員会（以下「市教委」という。）が求めるもの）

② 建物、設備の維持管理に関する業務

- ア 施設の監視、巡回安全管理
- イ 施設利用者の安全な利用環境を確保するための管理業務
- ウ 設備等の保守点検及び修繕に関する業務
- エ 施設敷地内及び駐車場の管理、清掃、草刈、剪定、除雪等業務
- オ 建物の清掃、警備業務
- カ 建物と敷地内の営繕に関する業務

(2) スポーツ振興事業(自主事業)の実施に関する業務

① 各種スポーツに関する大会・教室等の実施

市民各層にわたるスポーツの普及進行及び市民の健康、体力の増進を図るため、スポーツ関連団体と連携し、各体育施設において各種スポーツに関する大会・教室等を実施すること。

② 自主事業の実施

事業の実施にあたっては、参加者からの負担金、受講料、及び施設内で許可された指定管理者の付帯業務による収益金を事業経費に充てること。

(3) その他の業務

① 苦情・要望処理、調査、視察対応等業務

利用者からの苦情・要望、外部団体からのアンケート調査、視察研修、施設見学などについても適切に対応すること。

② 災害時の対応

ア 消防法の規定に基づき防火管理者を定め、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理（消防計画、査察、教育訓練等）の適正を期するよう努めること。

イ 施設等の火災、盗難等災害防止上の点検を実施すること。

ウ 災害時等に市が避難所として施設を使用する必要がある場合は、市教委の指示により、避難者等の優先受入や、市が策定した「避難所運営マニュアル」に準じた運営に協力すること。

エ 火災災害等が発生した場合は、その状態を迅速に把握し市教委に報告するとともに、その避難活動、復旧活動に率先して協力を行うこと。

③ AED（自動体外式除細動器）の設置

各施設において、人目に付きやすい場所や誰でも取りに行ける場所にAEDを設置すること。

日常点検については、市教委の指示に基づき、適切に対応すること。

④ 帯広の森 森づくりガイドラインへの対応

南町等屋外運動施設において、草刈や剪定を行う際には、市が策定した「帯広の森づくりガイドライン」を遵守すること。

⑤ 環境方針

帯広市環境基本条例（平成8年条例第32号）の定めるところにより、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを理解し、環境負荷の減少及びライフサイクルコストの抑制に努めること。

⑥ 遺失物等の取扱い

遺失物等の取扱いに関し、遺失物法を遵守するとともに警察と協議し、内部規程を整備すること。

⑦ 市教委等が開催する大規模大会等への協力

市教委が主体的・政策的に実施又は参画する大規模大会の開催・運営に人材派遣等の協力を行うこと。なお、想定される大規模大会は以下のとおり。

ア フードバレーとかちマラソン（毎年度）

イ ワールドカップスピードスケート競技等スピードスケート国際大会（開催時期未定）

ウ 国民スポーツ大会（開催時期未定）

⑧ 市教委等が行う大会・合宿の誘致活動への協力

市教委や帯広市スポーツ合宿・大会誘致推進実行委員会の誘致活動に協力すること。

⑨ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

帯広市の生涯スポーツ活動の推進として、体育施設を有効に活用する総合型地域スポーツクラブの育成・支援について、関係機関団体と連携し積極的に取組むこと。

⑩ 維持管理消耗物品等の購入及び光熱水費、通信運搬費等支払経理事務

3. 業務の体制

(1) 職員の配置

- ① 維持管理業務全体の統括責任者を定め、市教委に届け出ること。統括責任者を変更した場合も同様とする。なお、統括責任者は常勤とすること。
- ② 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者に必要な資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- ③ 副統括責任者を1名配置し、統括責任者が不在時に代理を務めること。
- ④ 南町等屋外運動施設グループ全体の施設責任者（施設長）を配置すること。
- ⑤ 施設責任者（施設長）は統括責任者又は副統括責任者と兼務することができる。ただし、兼務する場合においても、各施設の管理運営に支障が生じないよう、適切な体制を確保すること。

(2) 従業員の確保、教育・研修

- ① シーズンの利用開始日から円滑に管理運営業務が実施できるようにするため、必要な従業員を確保し、教育・研修を行うこと。
- ② 詳細な運営計画の策定等、開場に必要な準備に万全を期すこと。

(3) 配置する職員に求める要件

南町等屋外運動施設グループ全体として次の要件を満たす職員を常時配置すること。

- ① 施設で使用可能なスポーツ種目に関し必要な知識を有する者。
- ② 利用料金の徴収事務を遂行するに必要な知識を有する者。施設使用許可等行政処分に関する事務を遂行するに必要な知識を有する者。
- ③ 帯広市スポーツの普及振興、教育基本計画等、スポーツ施設管理運営上把握すべき行政施策を熟知している者。
- ④ 帯広市内におけるスポーツ活動の状況及びアマチュアスポーツ組織等、スポーツをとりまく状況を熟知している者。
- ⑤ 施設管理上の専門性を考慮し、管理経験、技術、知識を有する者であって、施設責任者（施設長）は、公益財団法人日本スポーツ施設協会認定の公認上級スポーツ施設管理士、公認スポーツ施設管理士、公認スポーツ施設運営士のいずれかの資格、またはこれに相当する資格を有する者を配置することが望ましい。

(4) 就業・服務等に関すること

- ① 施設内の秩序及び規律の維持に努め、円滑な業務遂行に取り組むこと。
- ② 施設等に勤務する職員の勤務時間は、就業規則をあらかじめ定めておくとともに、勤務形態は労働基準法等を遵守したものであること。

4. 附帯業務

(1) 物品の販売、飲食物の提供業務

指定管理者は、自らの企画及び負担により本施設内において、物品の販売及び飲食物の提供等の附帯業務を以下の条件及び仕様にに基づき実施することができる。

① 条件

ア 利用者の利便を図るため、施設内の適切な区画において、物品の販売（以下「物販」という。）及び飲食物の提供に要する機能（以下「飲食機能」という。）等の設置運営をすることができる。内容、位置等は指定管理者の提案事項とし、事前に市教委と協議を行い、市教委の承認を得ること。

- イ 販売商品の選択、仕入れ、物販及び飲食機能の運営に関する全ての業務を自らの責任において行うこと。
- ウ 物販及び飲食機能の運営に関する営業時間を、各施設との整合性及び利用者の利便性を勘案し、適切に設定すること。
- エ 物販及び飲食機能の設置運営に要する費用は、全て指定管理者の負担とする。また、収入については、全て指定管理者に帰属するものとする。
- オ 物販・飲食機能の内容を変更する場合は、あらかじめ市教委に届け出て、物販・飲食機能に関する営業規模、営業内容の変更等を行うことができるものとする。
- カ 物販及び飲食機能の設置運営に当たっては、市教委の指示に基づき、あらかじめ地方自治法第238条の4第4項に規定する行政財産目的外の使用許可を得ること。
- キ 物販及び飲食機能の運営に当たっては、適切な商品管理及び衛生管理を行うこと。

5. 指定管理料等

(1) 指定管理料の額

年度ごとの指定管理料の額は、応募した団体で最終的に候補者に選定された団体が収支計画書で提案した金額の範囲内とする。

(2) 指定管理料の支払方法

年度ごとの指定管理料は、指定管理者の支払い請求に基づき、分割して支払う。支払時期は、協議のうえ協定書で定める。

(3) 指定管理料の精算

指定管理料は原則として精算しない。ただし、燃料費、電気料金及び人件費で大幅な変動が生じた場合には、リスク分担に基づき、指定管理料の変更について協議する。また、利用料金の還元及び年度ごとの計画修繕の返還に関する取扱いは、募集要項に示すとおりとする。

(4) 修繕料の負担区分

1件あたり100万円未満の修繕については、原則指定管理者が行うものとし、指定管理料として指定管理者に支払うものとする。ただし、計画外や修繕になじまない物件については、別途協議とする。

100万円以上の修繕や大規模な改修等にかかる費用は、市教委で対応する。

(5) 備品の購入

施設管理に必要な備品は原則として市教委が購入し、無償貸与するものとする。指定管理者が備品を購入した場合は、その所有権は市教委に帰属する。

(備品一覧表は別紙のとおり)

(6) 損害保険料の取扱い

指定管理者は、施設の管理運営に伴う事故等に対応するため必要な損害賠償責任保険に加入のこと。

保険料は、指定管理料の一般管理費に含めるものとするので、指定管理者となった場合は、各自で賠償額を設定のうえ賠償責任保険に加入することとする。

※参考(市が加入している全国市長会市民総合賠償保険の場合)

- ① 身体賠償 支払限度額が1事故あたり10億円、1名あたり1億円
- ② 財物賠償 支払限度額が1事故あたり2千万円
- ③ 免責事故 なし

6. その他

- (1) 各施設において、利用者に見やすい箇所へ看板等により指定管理者の名称を掲示すること。
- (2) 施設の管理運営業務が適切かつ確実に行われているかどうかを確認するためにモニタリングを行う。
- (3) 帯広市が推進する施策及び実施する事業に対して協力すること。

Ⅱ 各施設の建物、設備等に関する維持管理業務

1. 帯広の森平和球場（1面）・伏古別公園野球場（1面）・帯広市南町球場（3面及び南町多目的運動広場を含む）

建物、設備等に関する業務

- (1) 清掃業務
- (2) 警備業務（帯広市南町球場を除く）
- (3) 各種備品、器具、管理用機械等の点検・修理及び清掃
- (4) 敷地内植栽の剪定及び草刈
- (5) 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪
- (6) グラウンド整備業務
- (7) 外野芝生整備業務
- (8) 指針メーター等の確認及び記録
- (9) トイレの汲み取り依頼の連絡
- (10) 一般・産業廃棄物処理業務
- (11) 蜂の巣駆除業務 など

2. 帯広市南町テニスコート（6面）、自由が丘公園庭球場（3面）

建物、設備等に関する業務

- (1) 清掃業務
- (2) 警備業務
- (3) 各種備品、器具、管理用機械等の点検・修理及び清掃
- (4) 敷地内植栽の剪定及び草刈
- (5) 駐車場・通路・非常口・玄関の除雪
- (6) テニスコート内の整備
- (7) 開場前の準備及び閉場後の撤収
- (8) 指針メーター等の確認及び記録
- (9) 一般・産業廃棄物処理業務
- (10) 蜂の巣駆除業務 など

3. 現在の指定管理者が第三者に委託している業務

① 各種保守点検等業務委託（南町等屋外運動施設）

業務名・項目	内 容（回数など）
整備業務 日常業務	伏古別公園野球場及び帯広の森平和球場のグラウンド・外野芝生整備、草刈、清掃等（4月下旬～10月）
監視業務 日常業務	伏古別公園野球場・帯広の森平和球場及び自由が丘公園庭球場・南町テニスコートの開閉場、監視、整備、清掃等 ① 伏古別公園野球場・帯広の森平和球場（5月から10月の毎日） ② 自由が丘公園庭球場（4月から10月の毎日） ③ 南町テニスコート（4月から11月の毎日）
機械警備業務 日常警備・保安管理・ 夜間警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災・侵入・設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等

清掃業務 定期業務	南町野球場周辺のごみ収集・分別・運搬・処理、トイレ清掃等 ① ごみ収集・分別・運搬（４月から１０月の毎週１回） ② トイレ清掃（４月から１０月の毎週１回）
作業機械保守点検 定期業務・整備	草刈等の作業機械（トラクター他）の保守点検・整備 期間：４月～３月
測量業務 測量	南町野球場及び伏古別公園野球場・帯広の森平和球場の測量及びポイント設置業務 計５面分（４月中）

② 各種施設設備等の法定・定期検査

業務名・項目	内 容（回数など）
自家用電気工作物点検測定業務 定期点検	「電気事業法」及び「帯広市電気工作物保安規程」に基づく自家用電気工作物の年次点検、測定業務 年１回 ※変圧器絶縁油性能試験は隔年実施